8月10日は「道の日」

道路ニュース

THE ROAD NEWS No. 619
令和３年６月号

発行所 全国道路利用者会議
〒100−0013
東京都千代田区霞ヶ関3−3−1
尚友会館6階
電話　03−3501−5611㈹
発行人　小林　勉
定価　20 円（会員の購読料は会費に含む）

新たな「無電柱化推進計画」を策定

～ 全ての電柱の削減に向けた取組を初めて計画に位置づけ ～

国土交通省では、近年頻発する災害や高齢化等に、より一層対応するため、5月25日に令和3年度を初年度とする新たな「無電柱化推進計画※」を策定した。（※無電柱化の推進に関する法律第7条の規定に基づく国土交通大臣決定の計画）

無電柱化推進計画［概要］

【第１　無電柱化の推進に関する基本的な方針】

１．取組姿勢

▽新設電柱を増やさない
特に緊急輸送道路については電柱を減少させる
▽徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす
▽事業の更なるスピードアップを図る

２．適切な役割分担による無電柱化の推進

①防災・強靱化目的
▽市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は道路管理者が主体的に実施
▽長期停電や通信障害の防止や、電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施
▽右記の重複は道路管理者、電線管理者が連携し実施
②交通安全、景観形成・観光振興目的
▽安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施
　道路事業や市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者、市街地開発事業等の施行者及び開発事業者が連携して実施

３．無電柱化の手法

▽電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式、軒下配線、裏配線

４．まちづくり等における無電柱化

▽まちづくり等の計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進
▽無電柱化を実施する機会を捉え、舗装、照明等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保など道路空間のリデザインを推進

【第２　無電柱化推進計画の期間】

2021年度から2025年度までの5年間

【第３　無電柱化の推進に関する目標】

１．無電柱化の対象道路

▽防災：市街地の緊急輸送道路、長期停電や通信障害の防止の観点で必要な区間等
▽安全・円滑な交通確保：バリアフリー法に基づく特定道路、通学路、歩行者利便増進道路　等
▽景観形成・観光振興：世界遺産周辺、重要伝統的建造物群保存地区　等

２．計画目標・指標

高い目標を掲げた前計画を継承
〈進捗・達成状況を確認する指標〉
①防災
▽電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率　38%→52%
②安全・円滑な交通確保
▽特定道路における無電柱化着手率　31%→38%
③景観形成・観光振興
▽世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数　37→46地区
▽重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数　56→67地区
▽歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数　46→58地区
　目標を達成するため、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策」で着手する約2，400㎞も含め、新たに4，000㎞の無電柱化が必要
　そのほか、電線管理者（長期停電や通信障害の防止の観点）や開発事業者による無電柱化あり

【第４　無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策】

１．緊急輸送道路の電柱を減少

▽防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により無電柱化を推進
※2，400㎞
▽既設電柱については、電線共同溝事業予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始
▽沿道区域において倒壊による道路閉塞の可能性がある工作物を設置する際の届出・勧告制度について、関係者が連携して道路閉塞防止を実施
※踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年3月31日成立）　等

２．新設電柱の抑制

▽道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、電柱新設の原則禁止の徹底
▽事業認可や開発許可の事前相談時などを捉え、施行者及び開発事業者等による無電柱化検討を徹底
▽新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、削減に向けた対応方策を令和3年度中にとりまとめ　等

３．コスト縮減の推進

▽地方公共団体への普及を図るなどコスト縮減の取組を進め令和7年度までに平均して約2割のコスト縮減を目標
▽設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標準化を図り、地方公共団体へ普及促進
▽配電機材の仕様統一や通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化など電線管理者による主体的な技術開発の促進
▽地域の状況に応じて安価で簡便な構造・手法を採用　等

４．事業のスピードアップ

▽発注方式の工夫など事業のスピードアップを図り、交通量が多いなど特殊な現場条件を除き事業期間半減（平均4年）を目標（現在は平均7年）　等

５．占用制限の的確な運用

▽新設電柱の占用制限制度の拡大や既設電柱の占用制限の早期開始　等

６．財政的措置

▽新たな託送料金制度の運用にあたり必要な無電柱化が確実に実施されるよう、関係省庁が連携して対応　等

７．メンテナンス・点検及び維持管理

▽国は、電線共同溝の点検方法等について統一的な手法を示し地方公共団体も含めて適切な維持管理を図る　等

８．関係者間の連携の強化

▽ガスや上下水道など他の地下埋設物と計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し工程等を調整　等

【第５　施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項】

１．広報・啓発活動
２．地方公共団体への技術的支援
３．中長期的な取組

第2次ナショナルサイクルルートを指定

国土交通省は、我が国を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとして、新たに3つのナショナルサイクルルートを指定した。

【１．第2次ナショナルサイクルルート】

▽トカプチ400
延長：403㎞
起終点：北海道帯広市ＪＲ帯広駅～北海道帯広市ＪＲ帯広駅（帯広市を起終点とし上士幌町から大樹町までを8の字で結んだルート）

▽太平洋岸自転車道
延長：1，487㎞
起終点：千葉県銚子市銚子駅～和歌山県和歌山市加太港

▽富山湾岸サイクリングコース
延長：102㎞
起終点：富山県氷見市脇～富山県朝日町境

【２．各ルートの概要】

▽トカプチ400

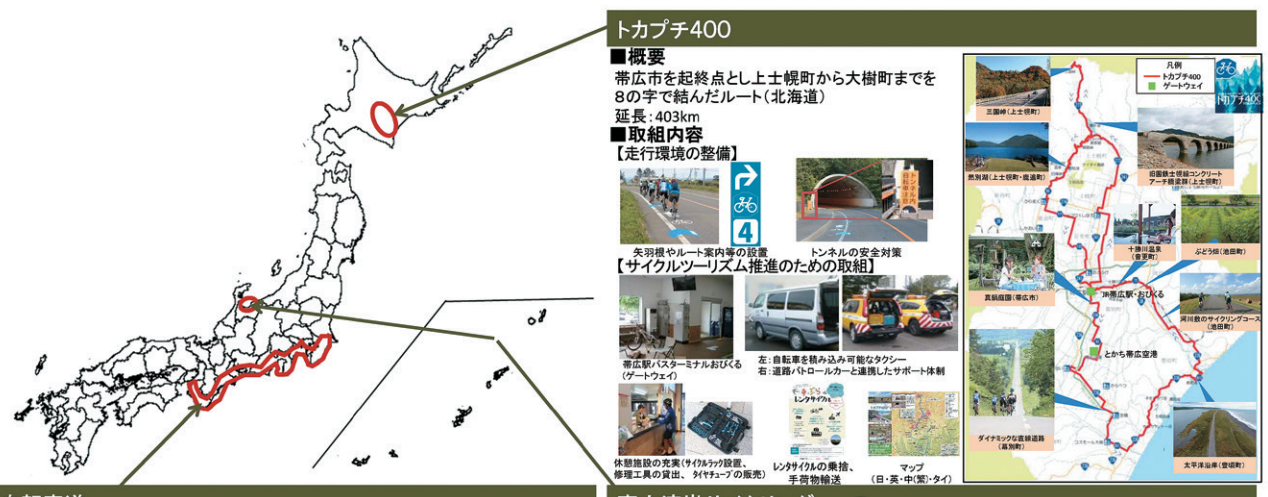

▽太平洋岸自転車道

▽富山湾岸サイクリングコース

大雪山国立公園や太平洋などの広大かつ豊かな自然風景、十勝平野の肥沃な大地に広がる農業・酪農の風景がある。北海道東部に広がる十勝平野を8の字に結んだ、延長403㎞のルート。

▽太平洋岸自転車道

千葉県銚子市から神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県の各太平洋岸を走り、和歌山市に至る延長1，487㎞のルート。世界遺産である富士山をはじめ、日本を代表する観光地・景勝地が多数存在する。

▽富山湾岸サイクリングコース

「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している富山湾の魅力が体感できる氷見市から朝日町までの延長102㎞の湾岸沿いルート。

令和2年度
「道路ふれあい月間」
推進標語

『ゆずり合い　心や道に　咲く笑顔』

“道路総合システムサービス”企業
NICHIREKI
ニチレキ株式会社
東京都千代田区九段北4-3-29　TEL 03(3265)1511代表